

文部科学省における知的財産・産官学連携に関する報告書等

産学官連携推進全般	新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）	平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会	国立大学法人化後の産学官連携のあり方を含め新時代の産学官連携構築の方向性について提示。
知的財産等の取扱	知的財産ワーキング・グループ報告書	平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ	大学等における特許等知的財産の機関帰属原則への見直しの考え方と組織的管理・活用の在り方を提示。
利益相反への対応	利益相反ワーキング・グループ報告書	平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ	産学官連携に伴って生じる利益相反（教職員の（企業との関係で有する）利益や責務と大学等における責任の衝突）への対応の考え方と大学等における対応方策の方向性を提示。
研究成果の取扱	研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書	平成14年5月	研究開発成果の帰属とその利用に関し、成果の利用促進の観点からその基本的考え方を提示。
	研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて	平成14年7月	
発明補償の取扱	文部科学省の職員の職務発明等に対する補償金支払要領	平成15年1月	発明補償に関し、上限撤廃と算定率のアップを柱とした補償金の算定について提示。
契約の取扱	共同研究契約書・受託研究契約書 [様式参考例]	平成14年3月 (平成15年4月改訂)	企業ニーズをふまえた柔軟な契約を確保するため、契約書の参考例を提示。
国立大学法人化後の取扱	法人化後の産学官連携・知的財産の取扱いについて（参考資料）	平成15年9月	法人化後の産学官連携・知的財産に関するルール等が円滑に整備されるよう参考となる考え方などを提示。

新時代の産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）概要

平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会

産学官連携の意義

- ・ 産学官連携は大学等の教育・研究の活性化、社会の信頼を得つつ発展するための有意義な手段
- ・ 社会貢献は大学にとって教育・研究に加えて「第三の使命」（産学官連携は社会貢献の一形態）

今後の産学官連携のあり方

- 研究成果の機関帰属への転換の推進
- 産学官連携活動に対する評価の必要性
- 大学発ベンチャー・創出の促進
- 人文社会分野での産学官連携の推進
- インターンシップ等教育面での産学官連携の推進
- 知的クラスター等地域関係との連携強化
- 人的交流の促進

産学官連携の将来像

- 大学は競争的環境下で構成・特色を明確にしつつ発展
- 知的財産は機関帰属・機関管理の原則が定着
- 大学では知的財産管理体制を整備
- TLOと大学との関係はもっとも効果的・効率的な体制を選択
- 時々の経済情勢・景気動向に左右されない恒常的な産学官連携の推進

産学界に期待される事項

- 自前主義の限界を認識、企業外資源の価値を評価
- 市場原理、競争に根ざした目利き機能の発揮
- 国内大学への積極的な投資
- インターンシップ受入等、人的連携の強化
- 地域産業関連団体や企業群のグループ形成
- 企業側の産学官連携窓口の明確化

新時代の産学官連携の構築に向けて(審議のまとめ)概要

平成15年4月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会

今後取り組むべき事項

- (1) ブレークスルーを目指した産学官連携による研究開発課題の発見と設定等
経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進やマッチングファンドの充実
先端計測器機器等科学技術基盤の整備等
- (2) 研究成果の効果的な社会還元への推進
特許化の資金的支援、研究成果の移転
(「死の谷」克服支援、大学知的財産本部整備事業の充実・強化等)
- (3) 大学等発ベンチャー創出の促進等
インキュベーション施設整備、大学発ベンチャー創出を目指した技術開発支援・事業化支援
知的クラスター等の整備、起業家人材の要請(専門職大学院の活用)、
最低資本金制度の見直し、証券取引法上の資金調達規制の緩和、
画一的な労働時間規制の緩和等
- (4) 産学官連携を支える組織の強化と人材の養成
共同研究センターや研究協力部課の充実、大学知的財産本部を通じた外部人材の活用、
法科大学院・ビジネススクールやMOT等の専門職大学院の活用、
企業側におけるキャリアパスの開発等
- (5) 人材養成・活用面での産学官連携の推進
インターンシップ、連携大学院、産学共同による教育プログラムの開発等

知的財産ワーキンググループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキンググループ

知的財産の取扱いに関する基本的考え方

- ・ 大学は社会貢献を教育・研究に加え「第三の使命」として位置付け
- ・ 知的財産の組織的な管理・活用は大学の基本的役割であり、社会貢献の一つ
- ・ 大学等で生み出された知的財産等は原則大学帰属とし活用

対象となる知的財産等

特許権、実用新案権、意匠権、
著作権(データベース及びプログラムにかかる著作権)、
回路配置利用権、育成者権、研究開発成果としての有体物、
その他技術情報やノウハウ

学生等が寄与した発明の取扱い

- 大学と雇用関係にある学生等の発明は職務発明として原則大学が権利承継
- 大学と雇用関係にない学生等については発明規則等により大学への届出義務付けた上で、学生等と大学で移転契約

特許権等の取扱い

- 大学教員の職務発明
「大学から、あるいは公的に支給された研究経費を使用して大学で行った研究又は大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明」を職務発明
- 大学教員と大学の関係
- 発表前の発明届出の徹底
 - 大学承継の特許権等の活用可能性が見出せない場合は権利の譲渡・放棄を含めて適切に対応
 - 大学の発明規則等において特許法第35条の「相当の対価」を規定

有体物等の取扱い

- 学内規則や契約に基づき原則大学に帰属
- 管理は学外移転や具体的利用価値が認められた場合に大学への届出後、大学の組織的管理
- 学外移転の際は利用目的に応じ契約に基づく取扱
- 大学が外部から受け入れる場合の適切な対応

知的財産ワーキンググループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキンググループ

研究成果の組織的管理・育成・活用推進のあり方

知的財産ポリシーの作成

- 各大学が個性や特色に基づき知的財産ポリシーを作成・公表することが必要
(知財ポリシー 各大学の氏名や責務、研究成果の育成・活用に関する考え方、具体的な知財の取扱方針、紛争解決のための手続等を規定)

体制等の整備

- 教職員や学生等の意識改革が必要
- 組織的管理・育成・活用を戦略的に進める体制(「知的財産本部」機能等)の整備
- 学内の産学官連携の諸機能の集約と一体的取組体制を整備
- 意思決定の迅速性・柔軟性を確保

人材の養成・確保

- 従来の組織や業務にとらわれず、外部から実務者を積極的に活用
- 高い専門性に応じた処遇
- 長期的観点からの人材の採用・養成

知的財産の創出・育成・活用への貢献に対する適切な評価

国立大学法人とTLOとの関係

- TLOの位置付け(大学法人の外部組織、内部組織)、機能分担等を考慮した多様な形態
- 大学法人とTLOがもっとも効率的、効果的な体制を選択

利益相反ワーキンググループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキンググループ

利益相反とは

概

- 念 利益相反は教職員や大学の産学官連携活動に伴い日常的に生じる状況
- 法令違反の問題ではなく社会的受容性(大学への社会的信頼)の問題

問題の所在

- 利益相反に適切な対応を怠ると大学のインテグリティが損なわれ、結果として産学官連携の推進が阻害されるおそれがある
(インテグリティ:「社会的信頼」、「尊厳」、「らしさ」などの意)

利益相反への対応の基本的考え方

対象者の範囲

- 基本的には教員を対象(大学の管理運営や産学官連携に関与するその他の職員(技術移転担当者など)についても同様)

アプローチの仕方

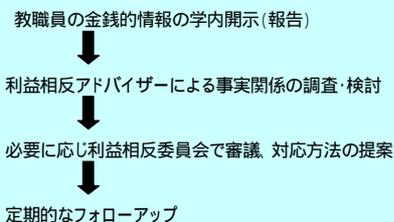
- 不適切な行為をあらかじめ列挙し、禁止するものではない
- 個別事例に応じた対応をとるための手続・体制(マネジメントシステム)の構築が適切
- 情報の学内開示による透明性の確保及び社会への説明責任を果たすこと
- 必要に応じ産学官連携活動の制限等一定の対処

利益相反ポリシーの作成

- 全国一律のルール化ではなく各大学がそれぞれの個性・特色に応じた利益相反ポリシーとシステムを構築
- 各大学のポリシーは一般に公表

利益相反に対応するための学内システムの在り方

学内システムのモデル例



学内の体制整備

- ・情報の一次的検討、日常的な相談窓口として利益相反アドバイザーを配置
- ・個別事例における対応方針の決定や、利益相反ポリシーの作成等、利益相反への対応方針全般について権限と責任を有する機関として利益相反委員会を設置
- ・利益相反委員会の審議に学外有識者や専門家の意見を適切に反映する仕組みを設けることが重要

利益相反ワーキング・グループ報告書の概要

平成14年11月 科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ

利益相反ポリシー作成に当たっての検討事項と順序の例

1 大学の使命と産学官連携の位置付け

- ・ 大学の使命・目的に対する基本的な考え方、大学としての理念
- ・ 社会貢献、産学官連携の位置付け
- ・ 教育・研究活動と産学官連携活動の関係等

2 産学官連携に関する基本方針

- ・ 大学としての産学官連携活動の意義
- ・ 産学官連携の基本方針
(リエゾン活動、共同研究、技術移転、インキュベーション等に関する大学の戦略・方針)等

産学官連携の推進に取り組む大学においては以下の事項の検討が必要

3 利益相反ポリシーの作成と公開

- ・ 利益相反に対応する目的、意義
- ・ 利益相反の定義
- ・ 大学のインテグリティと利益相反との関係
- ・ 対象者の範囲の明確化
- ・ マネジメント・システムの枠組み(例：金銭的情報の開示、具体的事例ごとの判断等)
- ・ 学内の責任機関・担当部署の明確化
(例：利益相反委員会、利益相反アドバイザー等)
- ・ 教職員の兼業に関する規定との関係の整理(責務相反)
- ・ 学内関係者への啓発の方針
- ・ 利益相反ポリシーの公開等

4 大学の使命と産学官連携の位置付け

- ・ 教職員に開示を求める金銭的情報の種類・範囲
(例：教職員に金銭的情報を求める頻度(年1回、学期ごと等)や機会(新たな産学官連携活動に関するような場合等)の情報開示の様式の作成)
- ・ 開示された金銭的情報を保存・管理する責任者の明示
- ・ 利益相反アドバイザーの配置
- ・ 利益相反委員会の構成、委員の選任方法
- ・ 利益相反委員会で審議すべき事項かどうかの判断基準
- ・ 利益相反委員会の決定に対する異議申し立ての手続
- ・ 教職員が利益相反委員会の決定に従わない場合の対応
- ・ 情報公開請求への対応
- ・ 学内関係者への啓発
(セミナーの開催、ハンドブックの作成等)等

研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書概要

(平成14年5月)

検討範囲

公的研究機関の研究開発成果
(例：微生物、実験動物、材料サンプル、岩石試料等の有体物、発明等の無体物)

研究開発成果の取扱いの現状と問題点

現状

研究開発成果の帰属
研究開発成果の利用

- ・ 研究開発成果の研究開発の場での広い利用
- ・ 知的財産の産業利用
- ・ 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

ルールが総じて不明確

問題点

新しい知の創造を図るという観点からみた問題

- ・ 研究開発成果の取引の阻害
- ・ 知的資産の蓄積と研究開発の場での利用の阻害
- ・ 知的財産の保護との両立の問題

わが国経済を発展させるという観点からみた問題

- ・ 知的財産権等の実施(利用)が不十分
- ・ 知的財産創出のインセンティブ付与が不十分
- ・ 知的財産権によって保護された知的財産を事業として研究開発の場へ広く提供する場の問題

研究開発成果活用の基本的考え方

研究開発成果の帰属

- ・ 原始的には研究者に帰属
- ・ 利用を促進するため契約等により最終的に機関に帰属

研究開発成果の利用

- ・ 体制の整備、知的財産の適切な保護
- 1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進
 - ・ 簡素・明確な手続による広い利用
 - ・ 広く利用可能とするための貢献を求める
- 2. 知的財産の産業利用の促進
 - ・ 第三者の実施(利用)の増進と、不実施(利用)の場合の別の者への実施許諾等
 - ・ 実施(利用)による公的研究機関・研究者への対価還元
- 3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立
 - ・ 知的基盤等の整備・提供のための知的財産権の許諾
 - ・ 知的財産権による保護を図る一方、研究開発の場での広い利用を行う

研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書概要

(平成14年5月)

研究開発成果活用の具体的なあり方

研究開発成果の帰属

1. 研究開発成果の帰属

(1) 原始的帰属

研究開発成果の創出は研究者の知的活動に基づくものであり、原始的には研究者に帰属。

(2) 利用を促進するための最終的な帰属*

研究開発成果の取引の円滑化、知的資産の蓄積と利用及び知的財産権等の活用のため、勤務規則・契約その他の定めにより公的研究機関に帰属させる。

(3) 管理

知的財産権、秘密の知的財産は公的研究機関が管理。その他の研究開発成果（生物遺伝資源、微生物、研究データ等）は研究者が管理。

(4) 共有

2. 研究者が異動した場合の帰属の変動

研究開発成果の取引の円滑化、知的財産権等の活用のため、一般的には帰属は変動しない。

研究開発成果の利用 公的研究機関は体制を整備するとともに、知的財産を適切に保護。

1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進

(1) 研究開発の場での広い利用と利用の制限

公的研究機関、研究者には研究開発の場で広く利用可能とする一方、知的資産蓄積等のための貢献を求める。公衆の衛生を害する等特定の場合にはその利用を制限。 (2)

利用の手續・提供価格

公的研究機関の了承を得て、研究者の判断により利用を図る。円滑な流通を促進するよう簡素な手續とする。公的研究機関、研究者による提供価格は実費を上限とする。 (3)

共有 共有に係る研究開発成果も研究開発の場で広く利用。

2. 知的財産の産業利用の促進

(1) 知的財産権等の実施（利用）の条件

最大限実施（利用）されるよう公的研究機関と第三者との契約により定める。

(2) 知的財産権等の実施許諾等を受けている者の実施（利用）の増進

事業活動の予見可能性を確保。事業活動の不当な制約は不可。

(3) 知的財産権等の実施許諾等を受けている者が不実施（利用）の場合の取扱い

実施許諾等の取り消し又は別の者への実施許諾等若しくは譲渡を許容。

(4) 対価の公的研究機関・研究者への還元

(5) 共有 公的研究機関の不実施補償を許容。

3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

(1) 知的基盤等の整備・提供と知的財産権による保護の両立

知的基盤等の整備と研究開発の場への提供のため、知的財産権を実施（利用）許諾。 (2)

知的財産権による保護と広い利用の両立

(3) 知的財産の秘匿と広い利用との両立

科学・学術的価値を有する知的財産は、研究開発の目的等を考慮して広く利用可能とするか、秘匿にして産業利用を図るかを決定。

発明補償の取扱

(平成15年1月)

概要

国立大学等の教職員に対する発明補償の規定（平成15年1月制定）

ポイント

発明者（教職員）のインセンティブを高めるため次の事項を改善

実施補償金の上限を撤廃したこと（従前は600万円が上限）

実施補償金の算定率をアップしたこと

国の収入実績の約2.5%（従前は収入実績に応じ算定率が逓減（2.5%から逓減）

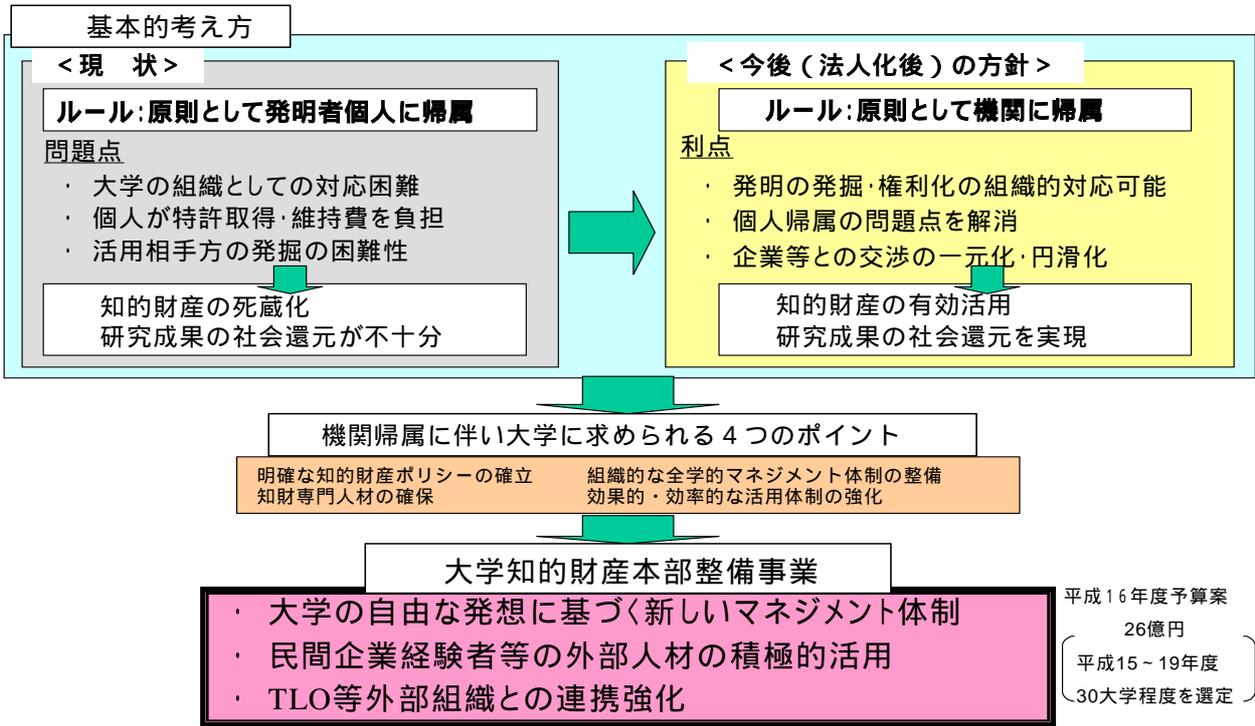
[参考：算定例]

国の収入実績	従 前		新	
	補償金の額	%	補償金の額	%
100万円	2.5万円	2.5	50万円	5.0
1000万円	72.5万円	7	275万円	2.7
1億円	522.5万円	5	2,525万円	2.5
2億円	600万円	3	5,025万円	2.5

国立大学法人化後の取扱

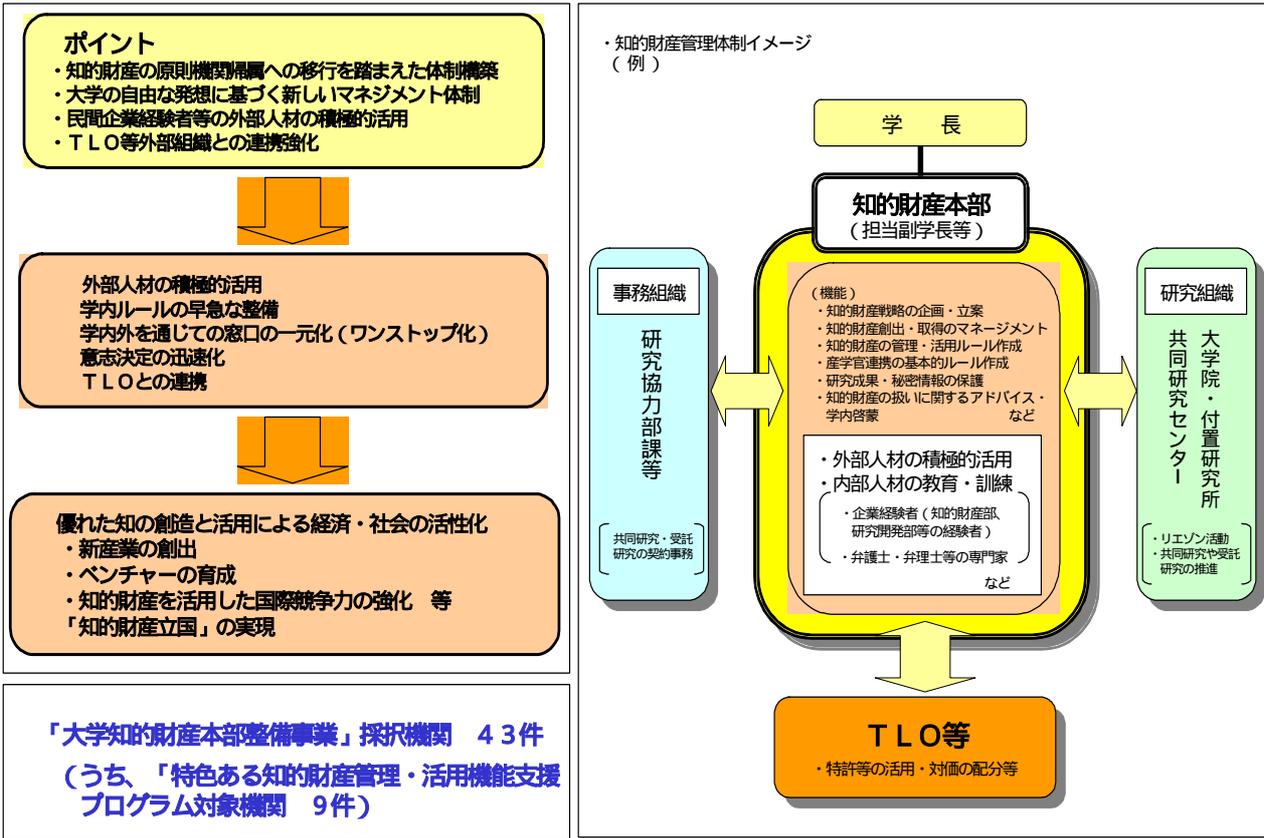
各国立大学法人において発明者への十分な還元を配慮しつつ個別に取扱を定める

大学における知的財産の取扱い ～ 機関帰属への転換と大学知的財産本部～



大学知的財産本部整備事業 平成16年度予算額 2.6億円 (平成15年度予算額 2.4億円)

～ 知的財産の戦略的「創出」「取得」「管理」「活用」のための体制整備～



大学の研究成果の社会還元促進プラン

～ 特許の取得・活用促進計画 ～

大学等の知的財産を的確に取得・活用し、社会還元を促進するためのトータルプラン

トータルプラン

- 方針** 知的財産の個人帰属から機関帰属への転換
- 体制** 機関帰属に対応できる大学等の体制整備
- 制度** 間接経費の使途の明確化のための制度改善
- 予算** 国公私を含めた特許関連経費の支援



「トータルプラン」の推進により、知的財産の的確な創出・保護・活用が図られ、「知的財産立国」を実現、国際競争力の強化を実現

トータルプランの内容

(項目)	(対応内容)	(実施時期)
方針 機関帰属への転換	第2期科学技術基本計画 知的財産戦略大綱（知的財産戦略推進計画） 総合科学検討会議提言 文部科学省審議会の報告	平成16年度以降も引き続き推進
体制整備 大学等の体制整備	「大学知的財産本部整備事業」を実施 ・43件を選定し支援 ・3年目に中間評価を実施	平成15年度から5年間実施 (15年度予算24億円)
制度改善 間接経費の使途の明確化	間接経費を特許経費に使用可能であることの明確化（「競合的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改正）	平成16年度実施（予定）
予算支援 特許関連経費の支援	機関帰属に伴う大学等の特許関連経費を支援 国公私大・高専などを対象 外国出願を主体とした支援	平成15年度から実施

「知的財産立国」を実現する特許化推進事業

～ 技術移転支援センター機能の充実・強化～

平成16年度予算額 24億円
(平成15年度予算額 16億円)

運営費交付金中の推計額を含む

方向性

国の方針である特許等知的財産の「機関帰属」を推進(知財大綱、推進計画)するための政策的誘導措置、国際競争力強化のために外国出願を強力に推進



機関帰属（国内出願）の25%を外国出願に
外国出願計画数 1,000件以上

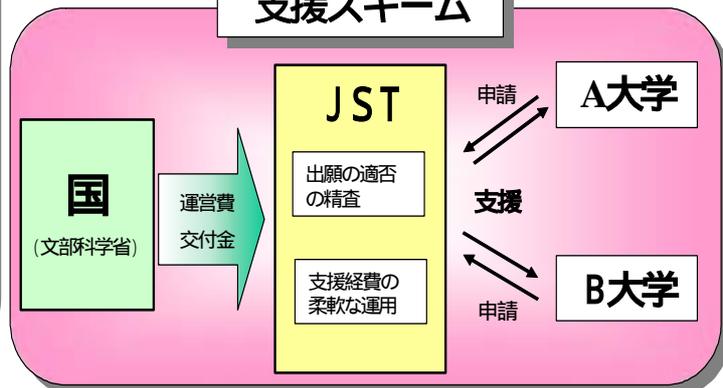
(参考：平成16年度予測)

- ・発明件数 7,000件
- ・機関帰属（国内出願件数） 4,200件
(発明件数の60%)
- ・外国出願件数 1,000件以上

特許化支援のポイント

- 支援対象** 国公立大学、高専等の研究成果
- 支援条件** ・大学等において特許化の適否に関する厳しい選定の実施
JSTによる出願適否の精査(競争的選別による出願)
- 時限措置** ・大学等が自立的に運営できるまでの時限的措置
出願1件あたりに対する支援額は年次ごとに低減
- 制度改善** 大学等の自己負担を可能とするため間接経費を特許関連経費に使用できることを明確化

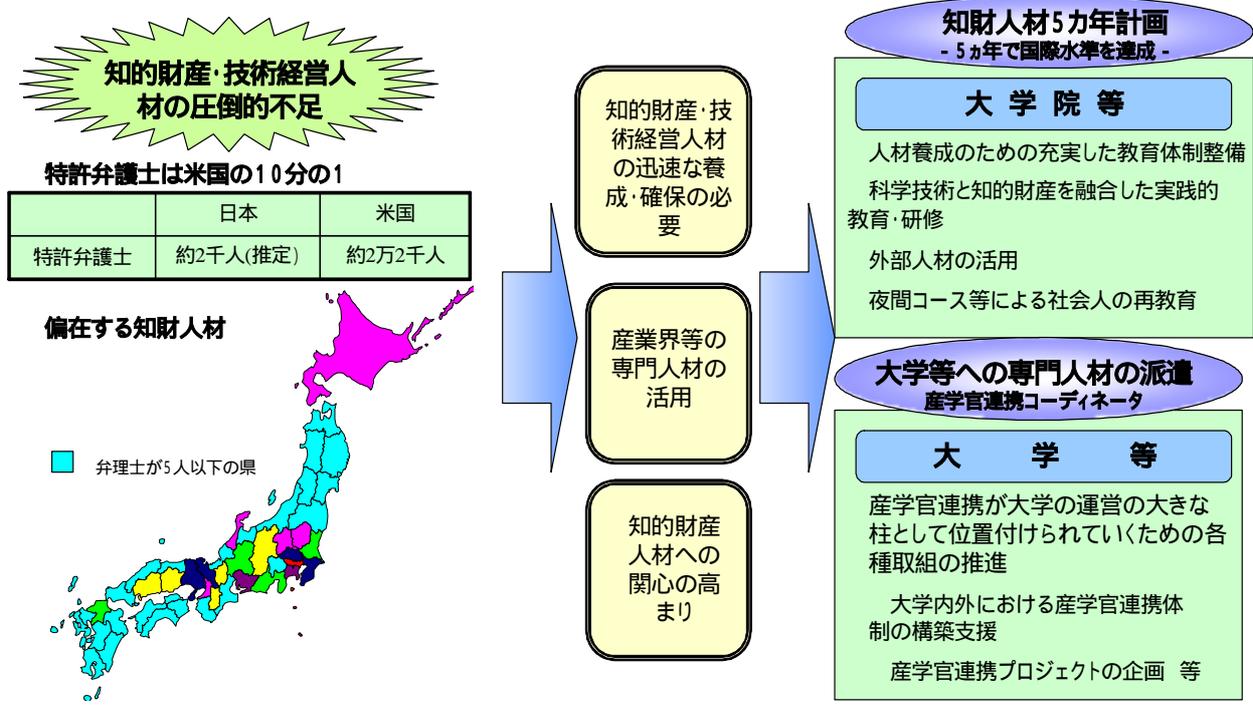
支援スキーム



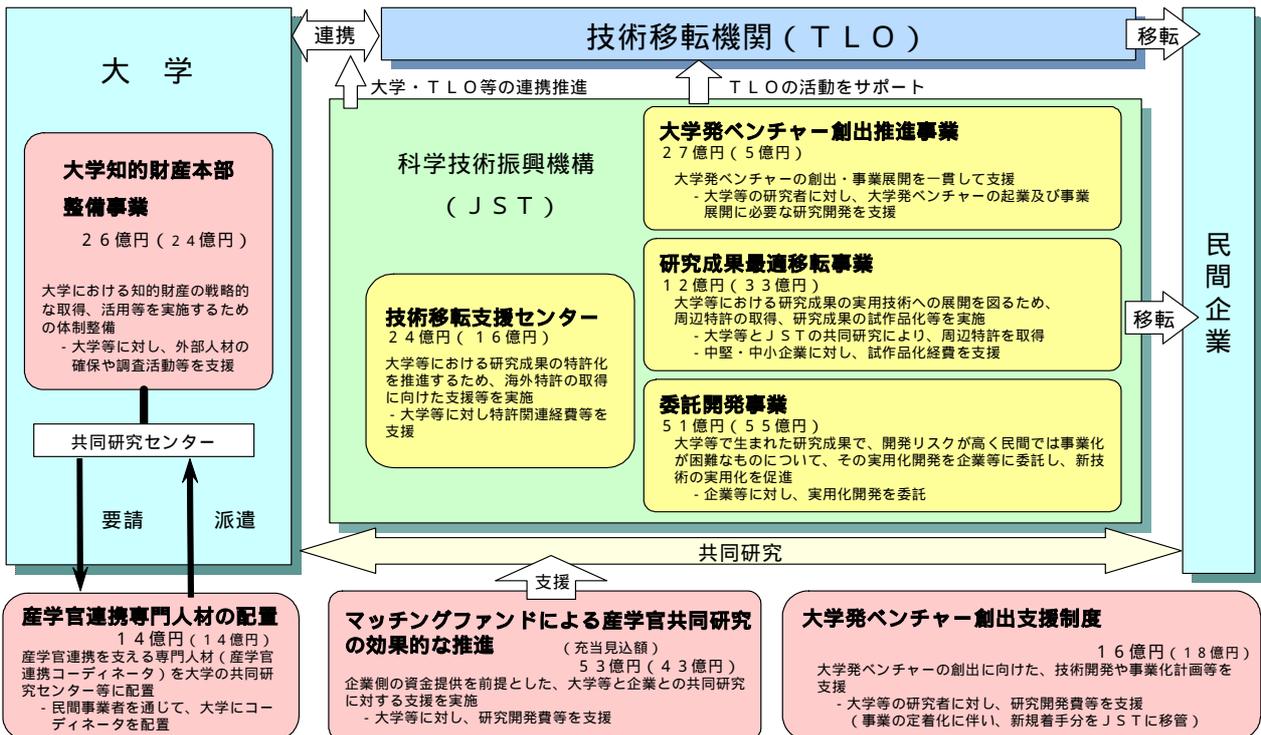
知的財産・技術経営人材の養成と充実強化

人材派遣 平成16年度予算額 14億円(14億円)
 人材養成 平成16年度予算額 0.8億円(0.4億円)(技術移転支援センター)
 47億円の内数(科学技術振興調整費)

「知の世紀」たる21世紀においては優れた知的財産の創出のみならず、その確保・活用が重要。我が国においては知的財産の確保、活用に通暁する人材が不足しており、これら人材を養成することは喫緊の課題。そこで、研究現場等で知的財産を活用する知的財産専門人材、技術経営人材養成のための研修を戦略的に実施する。振興調整費においては引き続き、大学院に設置した人材養成ユニットを支援するほか、社会人に対する再教育を支援。また、大学等公的研究機関の産学官連携基盤の強化を図るために、産学官連携を推進する際に必要な専門知識を有する人材を大学等のニーズに対応して配置。



産学官連携推進・知的財産戦略関係主要施策（平成16年度予算）



大学知財本部の活動は、ほぼ順調。

知的財産関係のルールの整備。

大学の現状や地域の実情等を踏まえた、知的財産のマネジメント体制の一環として「知的財産ポリシー」や「利益相反ポリシー」等のルールを整備することが重要。現在、各大学等において、これらのルールを着実に整備をしている。

各大学等における学内ルールの整備状況（大学知的財産本部整備事業の状況調査：平成16年3月より）

- ・「知的財産ポリシー」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関：37件（9件）
 - ・「職務発明関係規定」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関：41件（7件）
 - ・「利益相反ポリシー」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関：27件（2件）
- 括弧内の数字は平成15年12月時点での調査結果の件数。

知的財産関連活動の情報発信。

大学内の知的財産に関する管理体制、知的財産ポリシー等を産業界等に公開・普及することは、円滑な契約や協定を促す要因となる。現在、知的財産関連の活動に関するホームページの作成や発明状況、技術相談体制を公開する大学が増えてきている。

大学知財本部のホームページを開設している大学	38機関
発明状況や技術相談等のデータベースを構築している大学	40機関

上記の件数は大学知的財産本部整備事業に選定された43機関を対象に平成16年3月時点で調査したものの。

大学知財本部とTLOの連携を強化。

大学知財本部とTLOとの関係は、多様な形態があり、それぞれの状況に応じ、最も適切な形態が構築されることが肝要である。各大学においては、知財の活用方策についてこれまでの実績や経験を生かし、円滑なライセンスを実現化すべく連携方法を構築している。

大学知財本部とTLOとの連携方法事例

【東京大学の例】

- ・特許管理については、産学官連携推進室（知財本部）が一元管理。機関帰属と特許出願等の判断を知財本部が行い、マーケティングやライセンス等の運用面及び特許出願業務をTLOが担当する。

【東北大学の例】

- ・研究推進・知財本部は知財に関する基本方針とルールの策定を行う。TLOには、「発明の技術調査及び評価」、「技術移転活動及び契約交渉」を業務委託する。

ロイヤリティの配分ルールを明確化。

ライセンス等の運用により、還元された発明の補償額の配分を規定することで、発明者に対するインセンティブ及び外部資金の導入による研究の活性化をはかることとしている。

発明補償の事例

【東京医科歯科大学の例】

技術移転によりライセンス収入が発生した場合、
大学知的財産本部：（収入総額×15%）+必要経費
発明届出者：控除後の残額の1/3
発明届出者所属部局：控除後の残額の1/3
大学：控除後の残額の1/3
発明届出者が複数の場合は、持分比率のとおり案分。

【静岡大学の例】

技術移転によりライセンス収入が発生した場合、
収入が100万円までの場合、
収入総額×50%
(1)発明届出者：
(2)発明届出者所属研究室：(1)控除後の残額の1/3
(3)大学：(1)控除後の残額の1/3
(4)TLO：(1)控除後の残額の1/3
収入が100万円を超える場合、
収入総額×25%
(1)発明届出者：
(2)発明届出者所属研究室：(1)控除後の残額の1/3
(3)大学：(1)控除後の残額の1/3
(4)TLO：(1)控除後の残額の1/3

大学知財本部の整備の事例

神戸大学:イノベーション支援本部の例

組織名:イノベーション支援本部

組織体制:・本部長 1名
・知財マネージャー等の外部人材 4名
・学内における協力体制・事務局 7名
計 12名

主な業務:・産学官連携窓口業務
・知財コーディネート(TLOとの共同作業によるシーズ調査、発明相談等)
・ベンチャー支援、契約支援
・各種規定の整備



イノベーション支援本部のある連携創造センター
(六甲台キャンパス、深江キャンパス)

東京工業大学:産学官連携推進本部の例

組織名:産学連携推進本部

組織体制:・本部長 1名
・知財マネージャー等の外部人材 5名
・顧問弁護士、弁理士等 3名
・学内における協力体制・事務局 22名 計 31名

主な業務:・知財ポリシー等の運用、産学連携活動の企画立案(知財戦略部門)
・特許出願の適否審査、判断、出願等(知財・技術移転部門)
・学内研究活動・企業ニーズのマッチング等(リエゾン・研究情報部門)
・ライセンス契約審査、共同・受託契約業務等(契約・法務・研究管理部門)



平成16年1月に行われた産学連携推進本部
発足記念講演会

大学知的財産本部における学内ルールの整備状況について
 (大学知的財産本部整備事業状況調査：平成16年3月より)

	大学名	1.産学官連携 ポリシー	2.知的財産 ポリシー	3.職務発明関係	4.発明補償関係	5.共同研究・ 受託研究関係	6.契約書雛型関 係	7.研究成果物 取り扱い関係	8.利益相反 ポリシー	備 考
1	北海道大学									
2	岩手大学									
3	東北大学									
4	筑波大学									
5	群馬大学(代表機関)・ 埼玉大学									
6	東京大学	-								
7	東京医科歯科大学									
8	東京農工大学									
9	東京工業大学	-								
10	東京海洋大学									
11	電気通信大学	-					-			
12	横浜国立大学									
13	山梨大学									
14	静岡大学									
15	名古屋大学									
16	京都大学									
17	大阪大学									
18	神戸大学	-								
19	広島大学									
20	山口大学									
21	徳島大学	-								
22	九州大学									
23	熊本大学									
24	北陸先端科学技術大 学院大学	-								
25	奈良先端科学技術大 学院大学									
26	大阪府立大学ほか2機 関									
27	慶應義塾大学									
28	東海大学ほか2機関									
29	東京理科大学ほか2機 関									
30	日本大学									
31	明治大学									
32	早稲田大学							-		
33	立命館大学									
34	国立情報学研究所他 12機関									
35	新潟大学ほか4機関									
36	金沢大学									
37	信州大学									
38	岐阜大学									
39	名古屋工業大学									
40	豊橋技術科学大学									
41	岡山大学									
42	九州工業大学									
43	東京都立大学ほか3機 関									

欄内の項目については、○：整備済み、△：平成15年度までに整備予定、□：平成16年度以降に整備予定・検討中。
 産学官連携ポリシー欄において「-」となっているものについては、ほとんどが知的財産ポリシーに統合されているものである。

文部科学省

厚生労働省の認定TLOについて

・認定要綱の整備

「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき、厚生労働省所管の国立試験研究機関等における研究成果を民間事業者に移転するTLOの認定要綱を平成15年3月31日付で制定。

・TLOの認定

認定要綱に基づき、平成15年5月1日付で財団法人ヒューマンサイエンス振興財団を厚生労働省のTLOとして認定。

・財団法人ヒューマンサイエンス振興財団について

財団概要

・住所：東京都中央区日本橋小伝馬町13-4

・設立年月日：昭和61年4月1日

技術移転事業部門の名称

ヒューマンサイエンス技術移転センター

技術移転事業の開始時期

平成15年6月

関係制度の整備

・職務発明規定

- ・特許権等の保有について、基本的に国（機関）と発明者が2分の1ずつ保有することとなっていた職務発明規定を改正し、原則100%国（機関）帰属に変更。
- ・ノウハウの取扱いに関する規定を追加。

・補償金規定

- ・補償金規定を制定。

・委託研究規定

- ・産業活力再生特別措置法に基づく日本版バイドール条項を導入。

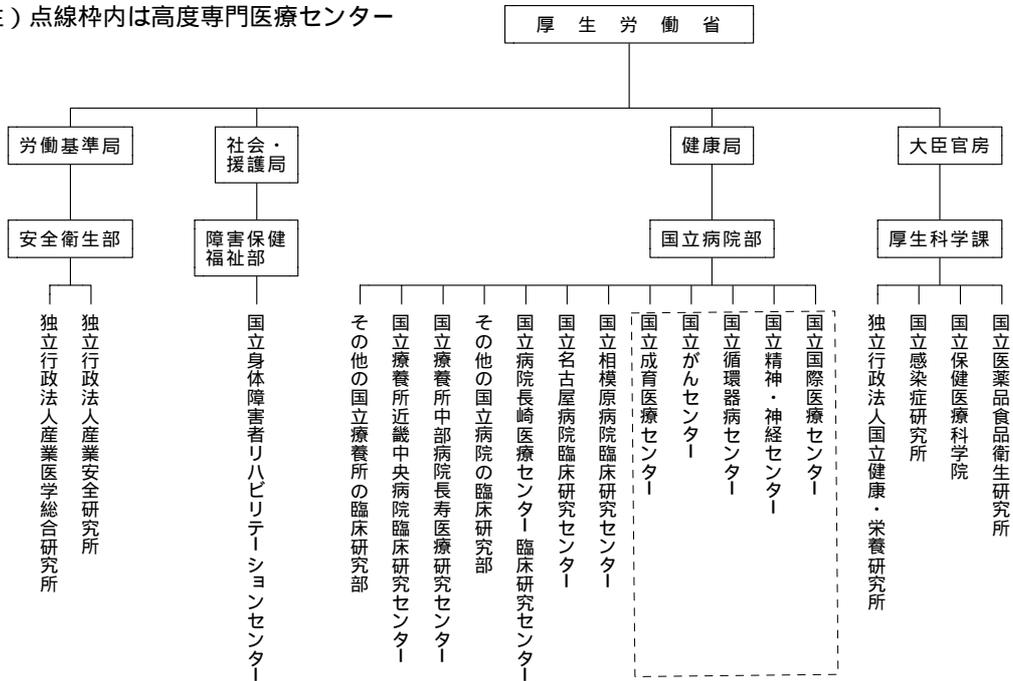
・国研等における特許権等の取扱いについて

- ・国が承継した特許権等の円滑な譲渡等について、随意契約が可能な場合を示した。

等、関係規定を整備し、平成15年3月31日付で関係試験研究機関等に対し通知。

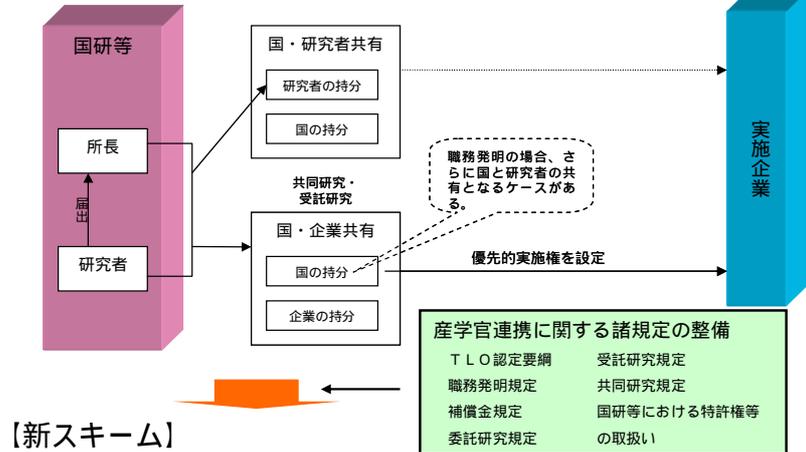
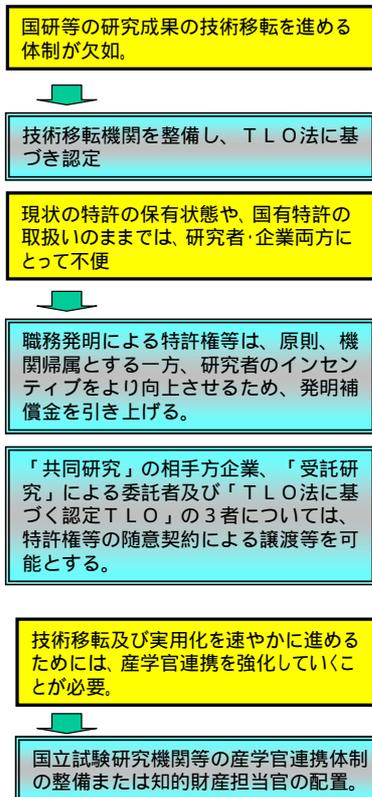
TLO法の対象となる厚生労働省の試験研究機関等

(注) 点線枠内は高度専門医療センター



知的財産の確保と技術移転の推進

【従来のスキーム】



【新スキーム】

